

議題 5

議案第 25 号

平成 29 年 3 月 24 日提出

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

市長から協議があった地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく補助執行について、次のとおり承諾することとする。

1 承諾する内容

- (1) 「公益財団法人広島市文化財団が広島市こども村として供用している建物及び工作物の管理に関すること」の補助執行を行うこと。
- (2) 「小河内小学校跡施設を活用した地域活性化に関する調査、企画及び総合調整に関する事務」の補助執行を取り止めること。

2 承諾する理由

(1) 1 の(1)について

ア 広島市こども村（以下「こども村」という。）は、広島市（経済観光局農林水産部農政課）が公益財団法人広島市文化財団（以下「文化財団」という。）に対し建物等を無償貸付けするとともに補助金を交付することにより、文化財団が運営している。

イ また、これに隣接している広島市青少年野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）は、文化財団が所有する施設であるが、本市（教育委員会事務局青少年育成部育成課（以下「育成課」という。)) が補助金を交付することにより、文化財団が運営している。

ウ こども村は、野外活動センターと一体的に運営されており、野外活動センターにおける青少年教育事業の推進上、欠かせないものである。

エ この度、こども村に係る事務について、行政の効率の向上、行政の一体性の確保を図るため、育成課において、野外活動センターに係る事務と一体的に行うこととし、その事務のうち文化財団がこども村として供用している建物及び工作物の管理に関する市長の事務の補助執行について、これを承諾しようとするものである。

(2) 1 の(2)について

ア 小河内小学校跡施設を活用した地域活性化に関する調査、企画及

び総合調整に関する事務は、同小学校の跡施設活用に係る地元調整を教育委員会事務局（施設課）が行っていたことから、これまで補助執行を行っていたところである。

イ この度、平成29年度から市長部局（企画総務局）において地域活性化調整部地域活性推進課を設置し、中山間地・島しょ部を中心とした地域の活性化を推進することとなったため、市長から本件補助執行を取り止めることについて協議があったものであり、これを承諾しようとするものである。

3 実施期日

平成29年4月1日

<参考>

地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

広 人 人 第 2 7 0 号

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

広島市教育委員会 御中

広島市長 松 井 一 實

(企画総務局人事部人事課)



市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（協議）

市長の権限に属する事務のうち、下記の事務について平成29年4月1日から貴委員会の職員に補助執行させることとしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

公益財団法人広島市文化財団が広島市こども村として供用している建物及び工作物の管理に関する事

広人第269号

平成29年3月21日

広島市教育委員会 御中

広島市長 松井 一 實

(企画総務局人事部人事課)



市長の権限に属する事務の一部の補助執行の取り止めについて（協議）

市長の権限に属する事務のうち、下記の事務については、平成29年4月1日から補助執行を取り止めることとしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

小河内小学校跡施設を活用した地域活性化に関する調査、企画及び総合調整に関する事務